

令和5年度

相模原市立若草中学校 いじめ防止基本方針

相模原市立若草中学校

令和5年4月

相模原市立若草中学校いじめ防止基本方針

- 【目指す生徒の姿】** 若草の大地に深く根を張り、豊かな心をはぐくみ、たくましく生きる人になる
- (1) 良き生活習慣を築き、自ら汗を流し日々実践する生徒
 - (2) 学習に興味と疑問を持ち、失敗を恐れず果敢に挑戦する生徒
 - (3) 学級学年を越え広く交流を持ち、人間関係を切り拓く生徒

【家庭・地域との連携】

学校の実態を公開するとともに生徒を幾重にも支える態勢を築くことを趣旨とする。

- 開かれた学校づくり
授業参観・保護者会・学校へ行こう週間・各学期に学校1日公開週間・各行事の公開
- 保護者との連携
- 地域行事への教職員と生徒の参加
- 民生委員児童委員・保護司との連携
- 学校関係者評価の実施

【校内組織】

いじめ防止対策委員会

開催 月1回以上

構成員 校長・副校長・教務主任・生徒指導主任・学年生徒指導係・養護教諭・支援教育コーディネーター・青少年教育カウンセラー

いじめ防止・生活指導委員会

開催 週1回

構成員 校長・副校長・生徒指導主任・学年生徒指導係・養護教諭・支援教育コーディネーター

【関係機関との連携】

迅速で効果的な「いじめ対策」を行うために次の機関との連携を強化する。

- 教育委員会各課
- 首長部局各課
- 民生委員児童委員・保護司
- 小学校
- スクールポーター
- 県警少年保護・相談センター
- その他関係機関との連携

【いじめの未然防止】

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ・公開授業（主体的な学びを目指す授業実践） ・リーダーの育成
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ・委員会、係活動の主体的な運営 ・部活動の充実
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動など推進する。
 - ・校外学習、職場体験、ふれあい体験教室の実施
- (4) いじめ（インターネット、SNS等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに保護者に対しても周知徹底を図る。
 - ・校内研修の充実 ・ネットモラル講習会、講演会の実施
- (5) 学校、保護者、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
 - ・民生委員児童委員の地区集会への参加交流 ・学級懇談会 ・学校評議員会、学校改善支援委員会

【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。・チャンス相談、生活ノートなど
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ・アンケート 学期に1回 ・教育相談 ①5月～6月 ②10月～11月 ③2～3月
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ・相談窓口の周知

【いじめへの対処】

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

【重大事態への対処】

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために調査を行う。

1 いじめ防止等の取り組みを推進していく基本理念

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送ることができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。
- (2) 全ての生徒がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。
- (3) 全ての生徒の心身にいじめが重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止に向けた取り組みを推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○組織名称： いじめ防止対策委員会

○構成員： 校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、学年主任、各学年の生徒指導係、支援教育コーディネーター、養護教諭、青少年教育カウンセラー

○委員会の取組内容

- ①いじめ防止のための明るく安心して生活できる学校づくりに向けた活動
- ②いじめの早期発見と対処方針の検討
- ③相談体制の確立
- ④いじめに関する現状の把握と分析

3 いじめの未然防止の取り組み

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための方策に取り組む。

(1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ①授業改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり
- ②居場所づくり：話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング

(2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己肯定感、自己有用感を高められる機会を充実させる。

- ①絆づくり：自主的な運営 異学年交流
- ②生徒会活動：あいさつ運動、小中あいさつ運動、いじめ撲滅に向けた取組
- ③学校行事：生徒主体の行事などを通じ、達成感の享受
- ④部活動：主体的な参加と活動の充実

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。

- ①人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。
- ②道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。
- ③職場体験、ふれあい体験教室の実施

(4) いじめ（インターネット、SNS等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。

- ①校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、ネットモラル研修
- ②教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取り組みの充実
- ③保護者会、学級懇談会における啓発

(5) 学校、保護者、地域の関係団体等と活動をともにする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

①地区懇談会（民生委員児童委員・保護司との連携）

②学校祭や学校行こう週間時の情報交換

③あいさつ運動、地区行事への参加

4 いじめへの早期発見の取り組み

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。

①休み時間や放課後の雑談で生徒の様子を把握し、チャンス相談の実施

②個人ノート、生活ノート、個人面談等による把握

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

①アンケートの実施：各学期に1回

②教育相談：各学期に1回

(3) 教育センターのネットパトロールを活用し、ネット上での生徒の様子把握に努める。

(4) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

①相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー 毎週金曜日 042-748-5803

いじめ相談ダイヤル：042-707-7053

ヤングテレホン：042-755-2552

②保健だより、相談室だよりの発行

5 いじめの対処

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為インターネットを通じて行われるものを含むであって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。また、教職員のいじめ認知への意識を高め、様々な状況におかれた生徒への組織的な支援の在り方についての理解を深める。

(1) 被害生徒を守りとおすとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。

①校内のいじめ防止対策委員会に直ちに情報を共有する。

②すみやかに事実確認を行い、関係生徒及びその保護者、集団全体（学級、部活、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。

③インターネット、SNS等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

○青少年相談センター（青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

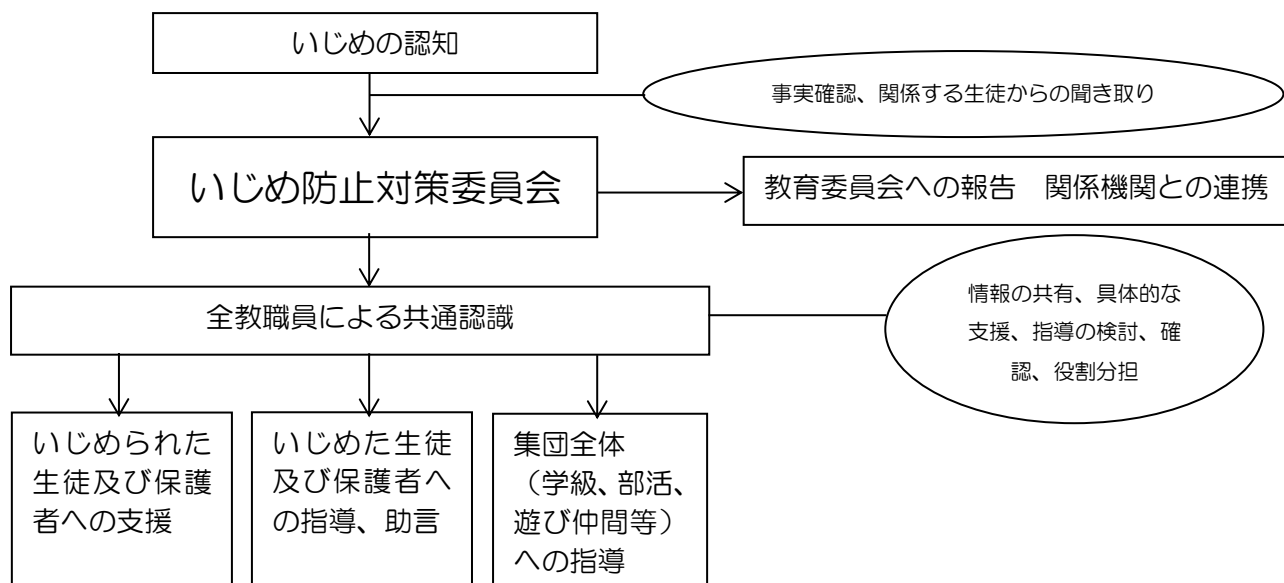
○各警察署、県警少年相談・保護センター

○民生委員児童委員、保護司

○児童相談所、南区子育て支援センター

(3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等との連携を図る。

(対応経路)



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態が発生することを未然に防ぐために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報提供と指導を行う。

※「重大事態」とは

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがある場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- ・調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような態様、関係する児童の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。
- ・いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をすみやかに調査する。